

平成三年五月三十一日

制度改革に伴う党運営方針

自由民主党

目次

はじめに

第一 党運営の基本

〔一〕 運営のあり方

〔二〕 運営の充実についての措置

〔三〕 新しい論議の場の創設等

第二 地方組織の再編強化

〔一〕 都道府県支部連合会の再編強化

一、役割と機能

二、役員構成等

三、選挙区支部との連携

四、市区町村支部・職域支部との連携

五、政策機能の強化

六、候補者選定委員会の設置

七、支部連合会事務局の充実

〔二〕 選挙区支部の創設

一、選挙区支部の性格

二、選挙区支部の位置づけ

三、選挙区支部の目的

四、選挙区支部を支える組織

五、選挙区支部の組織と機構

六、日常活動および政策立案機能の強化

七、選挙区支部事務所の設置

八、選挙区支部事務所職員の任務等

九、選挙区支部および事務所を設置目標

十、選挙区支部規約の具備

第三 党財政の基盤強化

〔一〕 選挙区支部についての措置

- 一、選挙区支部への助成
- 二、資金調達等財政基盤の強化
- 三、党 費
- 四、収支報告の義務

〔二〕 都道府県支部連合会についての措置

- 一、支部連合会への助成
- 二、資金調達等財政基盤の強化
- 三、党 費
- 四、収支報告の義務
- 五、その他

〔三〕 市区町村支部についての措置

- 一、市区町村支部の運営
- 二、党 費
- 三、収支報告の義務

〔四〕 党本部についての措置

- 一、政治資金の調達
- 二、公的助成金の使途
- 三、党内機関の活用化
- 四、収支報告の義務
- 五、その他

〔五〕 国会議員についての措置

- 一、国会議員活動についての措置
- 二、国会議員の議員活動に対する公費負担

〔六〕 地方の首長および議員についての措置

第四 候補者選定制度

〔一〕 移行期における衆議院議員候補者の選定方法

- 一、 特例措置
- 二、 小選挙区候補者の選定
- 三、 比例名簿の作成
- 四、 移行期における基準細則

〔二〕 定着後における衆議院議員候補者の選定方法

- 一、 候補者選定委員会の設置
- 二、 候補者選定委員会の構成
- 三、 小選挙区候補者の選定
- 四、 比例名簿候補者の選定

〔三〕 その他

- 一、 無所属立候補者への措置
- 二、 定年制
- 三、 腐敗行為の防止

はじめに

いまわが党は、今日の変革期にのぞんで、国民の信頼と負託にこたえられる新しい政治の創造が不可欠であるとの信念のもと、その根幹をなす選挙制度および政治資金制度の抜本的な大改革に着手している。

制度改革に伴い、党もまた大胆な衣替えが必要である。わが党が引き続き、責任ある国民政党としての責務を果たしていくには、国民の批判と時代の試練に堪えうる新しい体制を築かなければならない。そのため、わが党は制度改革に伴う党運営について以下の方針を定め、もって国民が期待する政治の実現に先駆けの使命をまっとうする決意である。

第一 党運営の基本

〔一〕 運営のあり方

われわれは、時代の流れに沿ってつねにより新鮮で、より活力のある党風を希求する。

党運営に望まれる民主化にあたって不可欠の視点は、一方において、党としての意思決定の際の自由闊達な論議の保障と、正しい手続きの確保、地方において、共通の政策のもとに、選挙を勝ち抜く組織としての秩序の保持という、二つの要請をとともに満たすことである。

とくに近年、政治がかかえる課題がきわめて複雑多岐におよび、多様な利害の調整と決断の場面が増大するなかで、党の運営で重要なことは、ただ党内民主主義の徹底だけにとどまらない。これを基盤としつつ、課題の解決に向けての対外的な指導力の発揮、党員の結束、政策の一致、本部と地方組織の建設的な協力等をはかることが大事である。

〔二〕 運営の充実についての措置

党運営の充実は、当然、制度改革の有無にかかわらず必須とされるものであるが、政党政治の確立を目的とする新制度の下では、政策形成、候補者選定等において一段とその重要度は増加する。

したがって、制度改革に伴う党運営のあり方については、

一、見込まれる党則の大幅改正にあたっては、特定の恣意が働くことのないよう、

とくに党として意思決定の過程と当該機関の明確化、および候補者選定基準、資金配分基準の明文化をはかることによって、民主主義を担保すること。

二、民主主義そのものの権威のため、決定事項については党員の献身と順守がなされるよう、信賞必罰を厳正にする措置を講ずること

三、権力、権限の集中化を防ぐため、人事について公正さが確保されるよう、検討機関等の工夫を講ずること

四、各般の問題につき、本部と地方組織の間で実効ある協議が行われるよう、その仕組みと権限を明確にすること
等が踏まえられなければならない。

党内民主主義の確立をはかる場合、議論の徹底と終局、集約と異議、決定と自由等のあいだに、たしかに困難が生ずることもあるが、むしろそれらは民主主義を尊重するがゆえの不可避免なことからである。問題は兼ね合いと、手続きの正否に帰せられるべきであり、最終的には「機関・規約中心主義」がつらぬかれなければならない。

〔三〕新しい論議の場の創設等

われわれが直面する課題を考えた場合、重要なことは党内における集会的、徹底的な論議の場の創設である。これは、国や党の基本問題を論議する際、ややもすると機関が専門化するにつれ、分野をこえた問題の論議ができなくなることがあるので、議決を目的とせず、一定数の発議により、自由かつ包括的に討論しようという趣旨にもとづくものである。もちろん、これは本部と地方とのあいだでもなされるべきであるし、ときには執行部の提案によっても開催することとする。

また、新制度下では、政党本位の選挙、政策形成が実行されるので、その意義を十分に發揮するため、立党以来の状態にある本部機構も、あたらしい地方組織との関係のなかで抜本的に再編されなければならない。その際、機関紙の日刊化、党外有識者の党機関への参画等も検討に値しうらと思われるので、党則改正ともにあわせて議論されることが必要である。

党運営はつねに新鮮でなければならない。そのためには、日頃から時代感覚をときずまし、魅力的で責任ある活動に党をあげて努力していくことが、われわれの基本の心構えであると銘記すべきである。

第二 地方組織の再編強化

〔二〕都道府県支部連合会の再編強化

一、役割と機能

支部連合会は、各級選挙活動、党勢拡大運動、議会対策、政策普及、党員・党友名簿の管理、総裁選挙の実施等の党活動を引き続き行うほか、新たに各選挙区支部との間で政策形成、広報・宣伝等を含めた広域的連絡調整にあたる。なお、支部連合会は、参議院議員選挙、首長選挙、地方議会議員選挙にあたっての候補者選定を行う。

二、役員構成等

1、構成

支部連合会の役員は、基本的には従来と同様とするが（会長、幹事長、総務会長、政調会長等）、新たな制度、組織に対応した構成を検討する。

2、役員の選出

役員の選出にあたっては、党組織の円滑な運営をはかるため、都道府県内に居住する党員のなかから、人格、識見の優れたものを登用する。その際、民間の識者も含め、広く各方面から人材を得ることも考慮する。

ただし、会長は、原則として国会議員とする。その選出は、支部連合大会を経るものとし、方法は、各支部連合会によって定める。

なお、全国党大会の代議員として、幹事長、他一名を参加させることができる。

3、役員の任期

役員の任期は、原則として一期二年、二期までとする。

三、選挙区支部との連携

支部連合会の役員・事務局は、選挙区支部役員・事務局との定期的な協議会を開催するなど、選挙区支部との緊密な連携をはかるものとする。

四、市区町村支部・職域支部との連携

支部連合会は、各選挙区支部単位の所属となる市区町村支部および職域支部の連絡の任にあたる機関を設け、円滑な連携をはかるものとする。

五、政策機能の強化

支部連合会は、定期的な世論調査等を通じ、有権者のニーズを的確に把握し、選挙区支部と協力して政策的見地から絶えず検討を行う。

これらの結果は、支部連合会および党支部の政策立案に反映させるとともに、議会対策、参議院議員選挙、首長選挙等のために活用する。

六、候補者選定委員会の設置

支部連合会に候補者選定委員会を設置する。

七、支部連合会事務局の充実

支部連合会事務局職員は、支部連合会の任用とし、その身分は党本部事務局職員と同等とする。

さらに、選挙区支部との緊密な連絡調整のため、概ね五選挙区支部ごとに職員一名づつを増員する。新たな職員の任用は、次の基準をもって行う。

- 1、自由と民主主義の基本理念、および自由民主党の政策について高い見識を持ち、地域社会から信頼され、かつ活発に活動できる登録党员であること。
- 2、原則として、当該都道府県内に居住している者であること。
- 3、支部連合会所属の国会議員の推薦を得たものであること。
- 4、支部連合会の推薦したもので、党本部が行う試験に合格したものであること。
- 5、年齢も考慮する。

〔二〕選挙区支部の創設

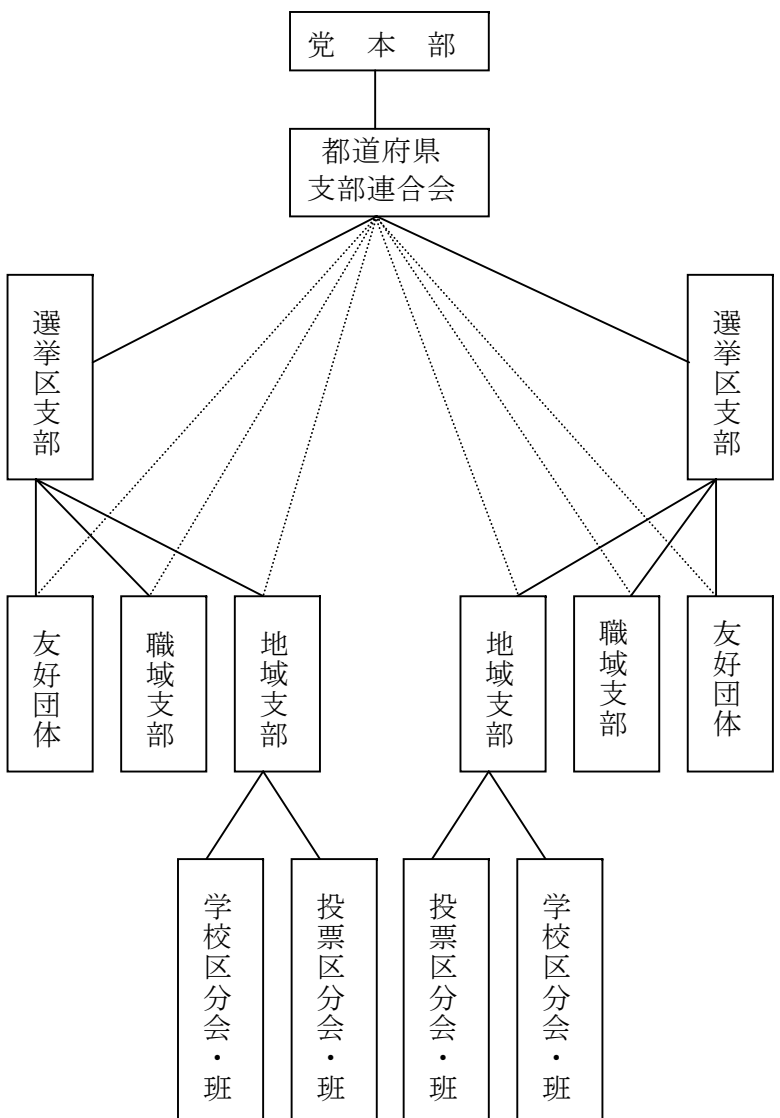
一、選挙区支部の性格

選挙制度の改革に伴う三百の小選挙区に、党組織としての選挙区支部を創設する。選挙区支部は、地方選挙管理委員会に届け出た政党支部とし、支部連合会との緊密な連携をはかるほか、各界各層の人々が積極的に参加できるように組織、運営についても国民政党としての実態を備えたものとする。

二、選挙区支部の位置づけ

選挙区支部は、当該選挙区の市区町村支部、職域支部、各種友好団体、議員後援会などすべてを包括する党の実践的に基本組織とする。議員後援会は、政党本位の選挙制度への移行の趣旨に鑑み、将来的には政党組織の中に完全に吸収するものとする。

なお、党の基本組織である選挙区支部への既存の各組織の帰属にあたっては、



支部連合会と十分協議しつつすすめることとする。

三、選挙区支部の目的

選挙区支部の主たる目的は、次の通りとする。

- 1、衆議院議員候補者の選定を行う。
- 2、衆議院議員選挙において、公認候補者の当選をはかる。
- 3、国政選挙、首長選挙、および地方議会選挙において、党が支持すると決定した候補者の当選をはかる。
- 4、地域住民の政治的意思の吸収とわが党の政策の普及、および党勢の拡大をはかる。

四、選挙区支部を支える組織

選挙区支部を支える地域支部、職域支部は、人口の三パーセントの党員獲得を目標とする。地域支部は、さらに実情に応じ、小学校区または投票区ごとの分会ないし班等を設けることができる。また、職域支部党員は、選挙区単位の所属とし、地域支部党員との緊密な連携をはかりつつ活動を行う。

五、選挙区支部の組織と機構

1、構成

支部大会、支部長、幹事長、総務局(運営、企画、立案)、財政局、政策局(地域政策の推進、政策に対する民意の吸収、世論調査、アンケート等)、候補者選定委員会、党紀委員会、選挙対策委員会、組織局、広報局、青年局、婦人局、全役員による執行委員会等の構成を検討する。

2、役員を選出

役員を選出にあたっては、党組織の円滑な運営をはかるため、選挙区内に居住する党員のなかから、人格、社会的地位等を考慮し、広く各方面の人材を発掘、登用する。

支部長は、執行委員会の委員の中から選挙によって選出し、支部大会において承認を受けるものとする。ただし、当面は、当該選挙区の衆議院議員および次期公認候補者が就任するものとする。

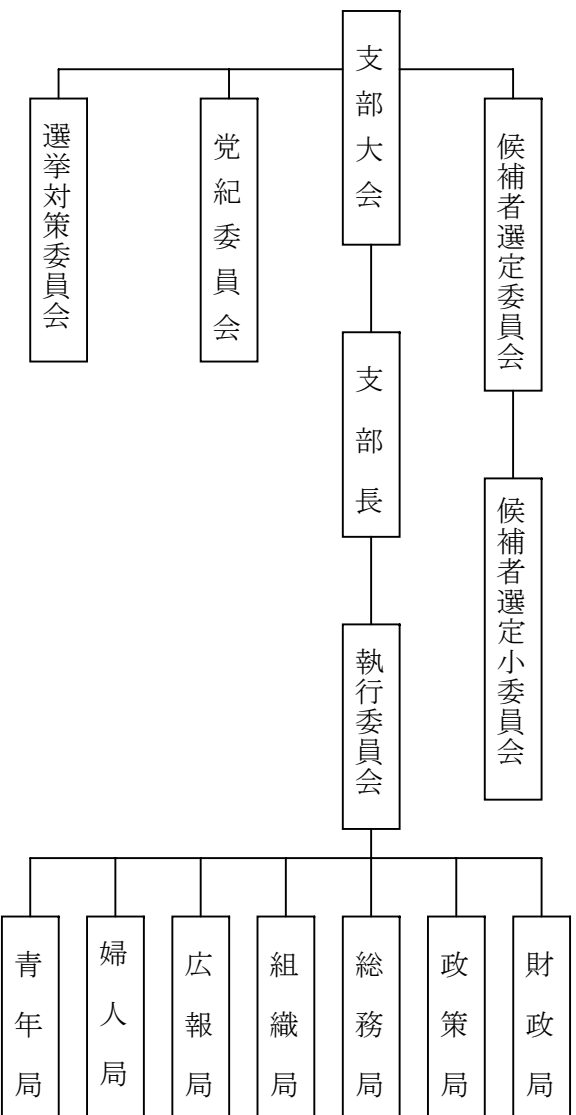
また、各機関の長は各局・委員会役員選挙によって選出する。

なお、選挙区支部は、全国党大会の代議員として代表者一名を参加させる

ことができる。

3、役員の任期

役員の任期は、原則として一期二年、二期までとする。



六、日常活動および政策立案機能の強化

1、選挙区支部の各機関、および下部組織は、強固な組織体制を確立するため、日常の党活動を強化する。時局・文化講演会、研修会など各種会合の開催を通じての啓蒙活動や、機関紙「自由新報」の週二回刊または日刊化への移行に対応して、自由新報号外選挙区支部版(個人版)等によって党勢の拡大をはかる。

2、選挙区支部は、地域の組織広報員などを通じて、地域社会の要望を聴取するなど、その広聴機能を強化する。

また、それらの要望を分析し、政策形成のための専門機関を設置し、政策立案機能の強化につとめる。

七、選挙区支部事務所の設置

1、選挙区支部の活動の充実、および円滑な運営をはかるため、選挙区支部ごとの党の事務所を設置する。事務所は、一選挙区に一事務所を基準とするが、選挙区の面積および人口を勘案、随時補正し、設置する。

2、選挙区支部の事務所は、選挙区内の事情を考慮して、党勢の拡大に最も効果的と思われる地域に設置する。

八、選挙区支部事務所職員の任務等

1、任 務

(1)当該選挙区内の衆議院小選挙区選出議員および公認候補者の日常活動、選挙活動を支援することを目的とし、そのための諸業務を遂行する。

(2)当該選挙区内の地域社会に密着し、党員獲得、党組織整備、政策宣伝、情報収集などの党活動を行う。

(3)業務遂行にあたっては、所属選挙区支部長の指示によるものとする。

(4)選挙区支部事務局長は、支部連合会事務局長と連携をはかりながら、その業務を遂行するものとする。

2、身 分 等

(1)任用は選挙区支部において行い、身分は党本部事務局職員と同等とする。

(2)党本部事務局職員が選挙区支部事務局職員として出向することができる。

3、配置人数（事務所の構成）

- (1) 一選挙区支部に配置する人数は、五名と基準とする。
- (2) うち一名は選挙区支部事務長を務めることとする。

4、任用方法

支部連合会事務局職員は任用方法に準ずる。

九、選挙区支部および事務所の設置目標

衆議院議員の選挙制度の改革に伴う法律案の成立後、可及的速やかに設置する。

十、選挙区支部規約の具備

選挙区支部は、党員の権利・義務、役員構成・選出方法、党活動・選挙運動の指針、候補者選定方法、政治資金の調達、職員服務規定など各般にわたる事項を定めた規約を具備しなければならないものとする。そのため、党本部はその基準を別途定める。

第三 党財政の基盤強化

〔一〕選挙区支部についての措置

一、選挙区支部への助成

1、選挙区支部は、当該選挙区の市区町村支部、職域支部、各種友好団体等すべてを包括する党の実践的な基本組織であるので、選挙区支部の運営に資するため、党本部からその標準的経費を勘案し、別に定める一定額を基準額として支給する。

2、1、に加え、選挙区支部の人口、面積等を勘案して若干の追加支給を行う。

3、衆議院議員総選挙が執行される場合は、別途、相当額を支給する。

二、資金調達等財政基盤の強化

1、選挙区支部は、衆議院議員選挙をはじめ、各種選挙における公認候補者を支援するための日常活動および選挙運動を展開し、党勢の拡大をはかるため、その自主的活動の強化につとめる。

2、選挙区支部は、党員獲得による党費、政治活動に関する寄附等の確保により、独自の資金調達をはかり、その財政基盤の強化につとめる。

三、党費

党費の配分については、現状を基本としながら、今後の党本部、支部連合会、選挙区支部、および市区町村支部の役割と機能等を踏まえ検討し、早急に結論を得るものとする。

四、収支報告の義務

選挙区支部は、その収支を毎年党員に対して報告する。

〔二〕都道府県支部連合会についての措置

一、支部連合会への助成

1、支部連合会と新たな選挙区支部との連携等広域的連絡調整等の運営に資するため、党本部から運営費の助成を行う。

2、運営費の助成額は、別に定める一定額を基準とし、選挙区支部数等を勘案して調整する。

二、資金調達等財政基盤の強化

支部連合会は、党員獲得による党費、政治活動に関する寄附等の確保により独自の資金調達をはかり、その財政基盤の強化につとめる。

三、党費

党費の配分については、〔一〕三、のとおり早急に結論を得るものとする。

四、収支報告の義務

支部連合会は、その収支を毎年党員に対して報告する。

五、その他

参議院議員通常選挙が執行される場合は、支部連合会が運動母体となり活動を支援する。これに要する経費については、別途党本部が相当額を負担する。

〔三〕市区町村支部についての措置

一、市区町村支部の運営

1、市区町村支部は、党員獲得による党費のほか、特別党費、政治活動に関する寄附等の確保により独自の資金調達をはかり、その財政基盤の強化につとめ、その運営にあたる。

2、機関紙「自由新報」が週二回刊または日刊化された場合には、その取次ぎや配達により資金が得られる措置を検討する。

二、党費

党費の配分については〔一〕三、のとおり早急に結論を得るものとする。

三、収支報告の義務

市区町村支部は、その収支を毎年党員に対して報告する。

〔四〕党本部についての措置

一、政治資金の調達

党本部は、政党中心の政治、選挙活動への改革に対応するため、政治資金の調達にあつても政党中心となるようつとめるものとする。なお、党中心の政治資金の調達に資する見地から、団体献金の一定額を選挙区支部等から党本部へ納付する措置を検討する。

二、公的助成金の使途

党本部は、党への公的助成金を適切に使用するための所要の措置を講ずる。また、公的助成金の支給を受けた支部を適切に指導する。

三、党内機関の活性化

党に集中した政治資金の配分が民主的、公正かつ公平なものとなるよう党内機関（財務委員会、経理局）を一層活性化するための措置を講ずる。

四、収支報告の義務

党本部はその収支を毎年党員に対して報告する。

五、その他

国民政治協会の機能を一層強化するとともに、政党に対する団体献金の法人税制上の優遇措置を検討し、その財政基盤の強化につとめる。

〔五〕国会議員についての措置

一、国会議員活動についての措置

1、各国会議員に対して党本部から、その活動に必要な経費に対する助成として、別途定める一定額を支給する。（現行支給分を含む）

2、参議院議員については、その選挙制度の結論をまつて措置すべきものであるが、当面、選挙区選出議員の選挙制度が存続する場合には、選挙区における政治活動に必要な経費に対する助成として、1、に加え、別途定める一定額を支給する。

3、国会議員としての活動に必要な政治資金は、1、に加え、資金調達団体に対する政治活動に関する寄附等の確保をはかり、その政策活動の充実をめざす。

(注) パーティー開催については、公的助成を受けることが明確になるので、国民感情から考えて開催を適度なものとする必要はある。

4、国会議員は、今回の国会議員の活動に対する助成措置に鑑み、公私の峻別、収支の明確化につとめる。

二、国会議員の議員活動に対する公費負担

1、公設秘書を五名に増員することをめざすが、当面、四名(現行二名)を確保する。

2、航空運賃に対する公費負担として、週一往復料金を確保する。さらに、郵便料、電話料等に対する公費負担の充実を検討する。

3、議員会館の整備を検討する。

〔六〕地方の首長および議員についての措置

一、党本部は、党公認または推薦の都道府県知事、および指定都市の市長に加え、公認の都道府県議会議員の公認料について支給または助成することを検討する。

二、地方の首長または議員についても資金調達団体に対する政治活動に関する寄附等の確保をはかる。

三、地方議会議員選挙等の候補者の負担を軽減するため、選挙の一層の公営化を検討する。

第四 候補者選定制度

〔二〕移行期における衆議院議員候補者の選定方法

一、特例措置

小選挙区、比例名簿候補者の公認調整は移行期に限り、党本部が主導的に行う。

二、小選挙区候補者の選定

1、現職、前職、元職および前回公認新人の扱い

(1) 現職議員は、比例名簿にのみ登載する議員を除き、原則として全員小選挙区において優先的に公認する。

(2) 前職および元職の議員は、前回選挙における実績、年齢、支持基盤等を考慮して、現職に準じて扱う。

(3) 前回公認の新人は、前回選挙で特に優れた実績をあげ、かつ小選挙区定数に余裕のある都道府県で候補者であったものに限り、前職および元職に準じて扱う。

2、小選挙区および希望小選挙区離脱候補者の調整

(1) 現職議員のうち、総理大臣、衆議院議長、党副総裁およびその職務経験者は小選挙区を離脱、比例名簿のみの候補者として、名簿の最上位に登載する。(比例Aランク)

(2) (1)の候補者を除く現職議員は全員、立候補を希望する選挙区を支部連合会を通じて党本部に申請する。

(3) 当該選挙区において、希望する候補者が単独の場合は、党本部候補者選定会の了承を得て公認とする。(比例Eランク)

(4) 当該選挙区を希望する候補者が複数となった場合は、支部連合会の意見を参考に、党本部候補者選定会が調整をする。調整にあたっては、基準細則に従う。

(5) 希望する選挙区を離脱する候補者は、当該選挙区と同一の都道府県内の他の選挙区(比例Dランク)、または他の都道府県のうち優先して公認すべき候補者のいない小選挙区(比例Cランク)で公認する。これらの候補者については比例名簿登載順位で優遇するほか、小選挙区での選挙においても党本部が優先的に支援する。

(6) 希望する選挙区を離脱せざるを得ない候補者のうち、一定年齢ないし一定の当選回数を超える候補者(基準細則に定める)で本人が希望する場合は、党本部候補者選定会の推薦により、少選挙区を離脱、比例名簿のみの候補者となることができる。(比例Bランク)

3、小選挙区における新人の登用

現職等の小選挙区の調整基準にしたがって調整したのち、なお候補者のいない小選挙区においては、選挙区支部候補者選定会の推薦に基づき新人を登用する。

三、比例名簿の作成

1、小選挙区との重複立候補

小選挙区候補者となったものは、原則として、全員比例名簿との重複立候

補者とする。

2、比例名簿候補者のランク分け

比例名簿候補者は、次の基準にしたがってランク分けをする。

Aランク 現職のうち、小選挙区を離脱、比例名簿のみの候補者となった

総理大臣、衆議院議長、党副総裁およびその職務経験者（小選挙区(1)

選挙区(1)

Bランク 現職のうち、Aランクを除く比例名簿のみの候補者（小選挙区

(6)

Cランク 他の都道府県で公認を受けた小選挙区候補者（小選挙区(5)

Dランク 同一の都道府県内の希望選挙区以外の選挙区で公認を受けた

小選挙区候補者（小選挙区(5)

Eランク C、Dランク以外の小選挙区候補者（新人を除く）（小選挙区(3)

Fランク 小選挙区で公認を受けた新人

Gランク A、Bランクを除く比例名簿のみの候補者

3、名簿順位と当選人の決定方法

(1) A、Bランク候補者の名簿順位は当選回数、年齢等を基準に党本部において決定する。

(2) C～Fランクの候補者については、それぞれのランク内では同一順位とし、その当選者の決定方法は法律事項（小選挙区における得票率）による。

(3) Gランクの候補者の名簿順位は、党本部において決定する。

四、移行期における基準細則

1、小選挙区における調整

(1) 希望する選挙区への立候補申請は、現職を優先し、現職の調整が終了したのちに前・元職、ついで新人の順に申請を受け、調整する。この場合、現職の立候補申請は従来、本人の選挙区だった地域内、またはそれを含む選挙区に限るものとする。

(2) 同一選挙区を希望する現職候補者が複数となった場合は次の基準によって調整する。

① 当選回数の少ないものの希望を優先する。

② 当選回数と同じ場合は年齢の若いものの希望を優先する。

- (3) 希望する選挙区で公認を得られなかった現職候補者が他の選挙区で再申請を行う場合は同一都道府県内での申請を優先する。現職候補者が複数となった場合は(2)の基準により調整する。
- (4) 同一都道府県内の選挙区で公認を認められなかった現職候補者は他の都道府県において再申請を行う。
- (5) 前・元職については現職の調整が終了したのち、立候補申請を行う。その調整基準は現職と同様とする。
- (6) 新人については現職、前・元職の調整が終了したのち、立候補申請を行う。
- (7) Bランク候補者の要件は永年勤続議員であり、かつ満六十五歳以上を原則とする。

2、小選挙区における新人の登用

前回公認新人を優先する。

3、比例名簿の作成

- (1) Aランクの名簿順位は候補者の経歴、年齢、当選回数を基準として決定する。
- (2) Bランクの名簿順位は、勤続年数の多いものを上位とする。同一の場合には年齢が上のものを上位とする。
- (3) Gランクの名簿順位は、党本部において行う資格審査の内容により決定する。

4、その他

移行期においては定年制を設けないこととする。

〔二〕定着後における衆議院議員候補者の選定方法

一、候補者選定委員会の設置

党本部、支部連合会、選挙区支部に候補者選定委員会を設置する。

二、候補者選定委員会の構成

- 1、党本部候補者選定委員会は新人の資格審査等を担当する関係から幅広い構成が必要と考えられる。そのため党の役職者、党員、党友である各界・各層の代表および人物考査などに見識をもつ党外有識者、それぞれの三分の一づつをもって構成する。

2、支部連合会候補者選定委員会の構成は党本部候補者選定委員会を準ずるものとする。

3、選挙区支部には常設の候補者選定小委員会および必要に応じて開催する候補者選定委員会を設置する。

(1) 候補者選定小委員会は十五名程度とし、その構成は原則として党本部候補者選定委員会に準ずるものとする。

(2) 候補者選定委員会は開催の必要が生じた場合、そのつど支部党员五十人に一人の割合で無作為抽出した選定委員および支部役員若干名によって構成する。

三、小選挙区候補者の選定

1、候補者選定の時期

小選挙区候補者の選定は、総選挙終了後一年以内に行う。ただし、空白区においては速やかに決定する。

2、小選挙区における前回公認候補者の扱い

(1) 前回当選者については、当該小選挙区で優先的に公認する。

(2) ただし、その現職議員が在任中に重大な党紀違反等を犯した場合は優先的公認権が消滅する。優先的公認権消滅の要件については別途定める。

(3) 公認候補者のうち、小選挙区で二回連続して落選してものは当該小選挙区での優先的公認権を失う。ただし、移行期の特例措置により他の都道府県の小選挙区候補者となったものは三回連続して落選した場合に優先的公認権を失う。

(4) 同一県内であっても移行期の特例措置により、希望小選挙区以外から立候補したものは、党本部の承認を得たもの限り、小選挙区で三回連続して落選した場合に優先的公認権を失う。

3、小選挙区における新人の登用

現職議員の死去、引退および連続落選による優先的公認権消滅等によって空白が生じた選挙区においては、次のような手続きにより新人を登用する。

(1) 党本部の手続き

① 党の公認候補者をめざすものは全員、党本部候補者選定委員会が行う「衆議院議員候補者資格審査」に合格しなければならない。

② 審査基準については過去の経験・実績、人格、統率力、政策能力、表現能力等を勘案し、広く人材を求めうるよう別途定める。

③ 「衆議院議員候補者資格審査」は年四回程度開催する。

④ 応募資格は満二十五歳以上の日本国籍を有する党員とする。

(2) 選挙区支部の手続き

① 資格審査合格者は他に優先して公認すべき候補者のいない選挙区において、当該選挙区支部に対し、公認を申請することができる。

② 当該選挙区において複数の公認申請者があった場合、選挙区の選定小委員会が審査を行い、申請者を二名ないし三名にしぼって、選定委員会に提出する。

③ 選定委員会は公認候補者を選出する。

④ 選定委員会で選出された公認候補者については、選挙区支部大会またはこれにかわる議決機関の承認を得たうえで、支部連合会を通じて党本部に公認を申請する。

(3) 選挙区支部と党本部との調整

党本部は選挙区支部の選出を尊重し、公認決定を行う。ただし、支部の選定手続きに疑義がある場合、党本部は支部に対し、再審査を求めめることができる。

(4) 支部連合会の役割

支部連合会は、選挙区支部候補者選定小委員会の審査への役員派遣、選挙区支部大会またはこれにかわる議決機関で承認された公認候補者のとりまとめ、および党本部への申請等を行う。

四、比例名簿候補者の選定

1、比例名簿の決定は、小選挙区候補者の選定終了後できるだけ早い時期に行う。

2、Aランクは恒久的に設定する。

3、小選挙区候補者となったものは、全員比例名簿との重複立候補者とする。

4、比例名簿候補者は、次の基準にしたがってランク分けを行う。

Aランク 現職のうち、小選挙区を離脱、比例名簿のみの候補者となった

総理大臣、衆議院議長、党副総裁およびその職務経験者

- Bランク 現職議員（ランク内において比例のみのBランク当選者Ⅱ B1、小選挙区当選者Ⅱ B2、小選挙区で落選した比例当選者Ⅱ B3のグループ分けを行う。）
- Cランク 前回落選者のうち小選挙区における優先的公認権を保持するもの
- Dランク 小選挙区で公認を受けたその他の候補者
- Eランク 比例名簿のみの新人
- 5、AランクおよびB1、Eランク候補者の名簿順位は党本部において決定する。
- 6、B2～Dランクの候補者については、それぞれのランク内では同一順位とし、その当選者の決定方法は法律事項（小選挙区における得票率）による。
- 7、比例名簿のみの新人については、「衆議院議員候補者資格審査」に合格したものをあてる。

〔三〕その他

一、無所属立候補者への措置

党の公認候補者に対抗して立候補した党员およびそれを支持した党员に対しては除名処分とするほか、厳正な対応措置をとる。また、追加公認は行わない。これらについては制度定着の前提条件であるため、党則への明記を含め、党紀委員会において定める。

二、定年制

小選挙区、比例代表、ともに定年制を設ける。年齢基準は別途定める。

三、腐敗行為の防止

候補者選考過程における腐敗行為の防止については、党則に明記することを前提に党紀委員会において定める。